



「身近な福祉相談窓口」

住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるように相談窓口を開設します。(相談無料)

【日時】 2月27日(木) 午前10時～正午まで

【場所】 田鶴浜地区コミュニティセンター
応接室

【対象】 ご本人、ご家族、地域住民、民生委員など
どなたでも

【相談員】 在宅介護支援センター職員



※介護のこと、介護予防のこと、日常生活での困りごとなど、困りごとの解決方法を一緒に考え、困りごとが解決するよう、関係機関と連携して対応します。
※個人情報、相談内容、プライバシーは守られます。(秘密厳守)

《お問合せ先》

七尾市地域包括支援センター(パトリア3階) TEL53-5789

★田鶴浜地区生活介護支援サポーター会からのお知らせ★

《田鶴浜カフェ》

【開店時間】 10:00～11:00 【1回】 200円(お茶・お菓子代含む)

◆さつきカフェ 【さつき苑】

- ★2月12日(水) 「切り絵」と「ちぎり絵」でお雛様を作りましょう
- ★3月12日(水) 「薬と健康」 鍼灸師・薬剤師 増田 健治 先生

◆ねむの木カフェ 【田鶴浜地区コミュニティセンター金ヶ崎分館】

- ★2月19日(水) 「切り絵」と「ちぎり絵」でお雛様を作りましょう
- ★3月19日(水) 「薬と健康」 鍼灸師・薬剤師 増田 健治 先生

◆ひまわりカフェ 【田鶴浜地区コミュニティセンター相馬分館】

- ★3月5日(水) 「薬と健康」 鍼灸師・薬剤師 増田 健治 先生

田鶴浜地区生活・介護支援サポーター会では地域のお年寄りの方々とお話や交流する人を募集しています。カフェで一緒に楽しみませんか？
皆さんのお越しを待っています。

募集中!



★田鶴浜地区コミュニティセンター図書室★

お知らせ

臨時休室

2月17日(月) 図書室は

休室します



行政・市民くらしの相談

日時：2月20日(木) 午後1時～3時

場所：田鶴浜地区コミュニティセンター

応接室

相談担当者：行政相談委員・人権擁護委員

～困ったら一人で悩まず～

	12月31日現在	先月比較
世帯	1,729	0
人口	4,221	0
男	2,044	1
女	2,177	-1
年齢別人口	人数	先月比較
0～19歳	503	4
20～64歳	1,882	-2
65歳～	1,836	-2
計	4,221	0

★地域活性化部会★

《令和7年度 活動支援事業》

地域の問題・課題に対し積極的に取り組む

団体を公募します

～小さな事業から大きな事業まで～



田鶴浜地区地域づくり協議会では、地域を元気にするために活動している団体の自立と更なる活性化に向け支援を行ないます。

(上限10万円※ただし、活動の内容により上限の変更も可能とします。)

《受付期間》 **令和7年2月10日(月)～2月22日(土)**まで

問合せ先: 田鶴浜地区地域づくり協議会 TEL:68-3336
(田鶴浜地区コミュニティセンター内)

* 詳細内容等につきましては、**コミセン号外(黄色の両面用紙)**をご覧ください

《お知らせとお願い》

【貸館利用について】※サークル・教室の協力団体以外の方

令和7年度の貸館利用の受付を2月1日から開始しました。空き状況を電話、または直接田鶴浜地区コミュニティセンターまで来て確認の上、利用の3ヶ月前から前日までに利用申請書を提出してください。(※相馬分館・金ヶ崎分館も同様です)

*ホールは現在利用できないため、受付はしていません。

【大駐車場の利用について】

田鶴浜地区コミュニティセンターの『大駐車場』を利用する場合は、必ず事前に連絡をお願いします。

なお、イベント等の利用がある場合は駐車場の利用をお断りする場合がございますのでご了承ください。

※必ず利用等の有無を田鶴浜地区コミュニティセンター(電話68-3336)までご確認をお願いします。

*特に、田鶴浜体育館をご利用の方はお願いします。



『令和6年分の所得に関する市・県民税の申告相談・受付』

【申告会場】 七尾市役所本庁 2階 201会議室

【受付時間】 9:00～11:30、13:00～16:30

受付日	対象地区名
2月24日(月・休)	休日申告(全地区) ※15:00まで
3月9日(日)	休日申告(全地区) ※15:00まで
3月11日(火)	田鶴浜(端・田鶴浜)
3月12日(水)	田鶴浜(赤蔵・相馬・金ヶ崎)
3月13日(木) 3月14日(金) 3月17日(月)	全地区

※震災対応のため、本年度も出張申告(田鶴浜・中島・能登島会場)は行ないません。

《お問合せ先》 税務課 TEL53-8412

申告に必要なもの

- ・税務署から発行される利用者識別番号が記載されている書類
※利用者識別番号をお持ちでない人は、国税庁(e-Tax)ホームページから取得できます。
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバー確認書類、運転免許証などの本人確認書類
(申告者・扶養親族分)
- ・令和6年中の収入が分かる書類、源泉徴収票(給与、年金)、収支内訳書
- ・令和6年中に支払った国民年金保険料、生命保険料・地震保険料の支払証明書
- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ・令和6年中に支払った医療費通知書または医療費控除の明細書と保険で補てんされた金額が分かるもの
※医療費控除を受ける人はあらかじめ「医療費控除の明細書」の作成をお願いします。
- ・申告者本人の通帳など

市・県民税申告書は郵便で提出できます

申告書に必要な事項を記入し、申告に必要なもの(源泉徴収票や収支内訳書など)を同封して郵送ください。提出された資料は返却できませんのでご注意ください。

【郵送先】〒926-0046 七尾市神明町1番地 ミナクル2階 七尾市役所 税務課

※申告書は、税務課、本庁舎市民ロビー、田鶴浜・中島・能登島地区コミュニティセンターに設置しています。市・県民税申告書や手引きは、市ホームページからダウンロードできます。

*詳細については、「七尾ごころ2月号」をご覧ください